



会報

七草

琴崎八幡宮（宇部市）



「地券発行（明治5年）150周年」記念特別講演会～現代社会が直面する相続問題～



令和4年度土地家屋調査士年次研修



令和4年度第3回本部研修会



CONTENTS



No.141-2023

1

新年あいさつ

山口地方法務局	局長	石崎 司	1
山口県土地家屋調査士会	会長	杉山 浩志	2
山口県土地家屋調査士政治連盟	会長	井上 哲也	3
山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	代表理事	八田 廣	4

「地券発行（明治5年）150周年」記念特別講演会 ～現代社会が直面する相続問題～ （令和4年度第2回本部研修会）開催報告

広報部長 西村 暢夫 5

令和4年度第3回本部研修会報告

境界問題解決支援センターやまぐち 運営委員 浦井 義明 6

中国・四国ブロック協議会合同研修会

広報担当副会長 乗川 慎二 7

（告発の件）

当会が告発した土地家屋調査士法違反について 8

山口法律関連士業ネットワーク

一斉共同相談会 開催報告 広報部長 西村 暢夫 12

事務所紹介

周南支部 冨永 弘 14

防府支部 阿川 哲雄 16

山口青調会の活動

山口青調会勉強会の報告

防府支部 松田 幹央 19

親睦クラブの活動

ゴルフ同好会員 山根 克彦 20

土地家屋調査士ガイダンス開催決定

事務局だより

広報部からのお知らせ

新年の御挨拶

山口地方法務局長 石崎 司



新年明けましておめでとうございます。

山口県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、御家族共々、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。また、平素から当局の業務運営に深い御理解をいただくとともに、登記制度の適正・円滑な運営に格別の御支援・御協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、令和5年4月1日から土地利用に関連する民法の規律の見直し、令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度が、令和6年4月1日からは相続登記の申請義務化がそれぞれ施行されることとなっています。

土地利用に関連する民法の規律の見直しの中には、相隣関係規定の見直しもされており、典型的に隣地を使用する必要性の高いと考えられる、建物の築造や境界標の調査又は測量などについて、隣地の所有者等の所在等が不明の場合でも隣地使用权を認めるなど、両法律は、会員の皆様の業務に大きく影響を与えることとなります。

法務局としましては、両法律に基づく取扱いが円滑に運用できるよう、会員の皆様と連携の強化を図りつつ、施行日までに着実に準備を進めてまいりたいと考えますので御協力いただきますようお願いいたします。

次に、社会問題化している所有者不明土地問題の解消を図るための施策である表題部所有者不明土地解消作業においては、会員の皆

様方の中から、所有者探索委員17名を任命させていただき、実地調査等におきまして大きな成果を挙げています。今後も同委員の皆様の御協力をいただきながら作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ところで、表示に関する登記実務においても、隣接する土地が所有者不明土地であった場合、筆界確認情報の作成等に支障が生じていたところですが、令和4年4月14日付け民二第535号法務省民事局長通達等において筆界確認情報の取扱いに関する指針が示され、これを受けて当局不動産表示登記事務取扱要領を改正し、隣接地が所有者不明土地の場合においても、事案に応じて登記官が積極的な筆界認定を行うことで、所有者不明土地が円滑な不動産取引の阻害要因となることが最小限となるよう実務上の取扱いを整理しました。要領の全部改正の趣旨を御理解いただき、同要領の適正な運用について御協力賜りますようお願いいたします。

結びに、山口地方法務局は、本年も皆様の御支援をいただきながら、国民の皆様の信頼と期待に応え得る質の高い行政サービスの提供を目指して、職員一同、全力で取り組んでいく所存ですので、引き続き御支援のほどよろしくお願い申し上げますとともに、山口県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員及び御家族の皆様の御多幸を祈念いたしまして、私からの新年の御挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

山口県土地家屋調査士会 会長 杉山浩志



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、令和5年の新春を健やかに迎えの心からお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が日本に上陸して、はや3年が経過しましたが、この感染症が今春には感染法上の2類相当から5類へ引き下げる案も出ており、政府はこれまでの知見をもとに経済を回すことに大きく舵を切り始めているようであります。確かにテレビを通して観るサッカーの世界カップでは、ノーマスクの姿が多く目立っていました。しかし、一方で中国のゼロコロナ政策の緩和による感染者激増のニュースや、山口県下においても年明けには過去最多の一日あたり5,000人を超える感染者が発生しております。これらを考え合わせますと、新しい社会秩序が必要になってきているのは当然のことだと思えますが、皆様におかれましては、引き続きリスクヘッジのために今まで同様に感染予防を徹底し、自分や大切な家族を守る行動をとっていただければと思います。

さて、我々の業務へと目をやると、皆様もご存知のとおり、今年4月1日から民法の一部を改正する法律の施行により、我々の業務にも大きく関係する「隣地使用権」、「共有制度」の見直し、「所有者不明土地・建物管理人制度」、「相続土地国庫帰属制度」の創設が行われる予定になっております。不動産の登記に関わる専門家として、依頼者に対し、もはや「知らなかった」では済まされないことが種々増えてきている状況になっております。来年には「相続登記の義務化」、令和8年までには「住所氏名変更登記の義務化」も順次施行されていく予定になっており、さらに今後は住基ネットと連携して登記が進むような話も聞き及んでおります。我々は隣接法

律専門職として、今後は登記に関する情報のみならず、その他の関連情報もしっかりと取得し、ますます加速していくデジタル社会において、この資格が必要とされるために何を為すべきか、日々自己研鑽に努める必要があるかと考えます。その一助とすべく、本年も様々な研修を行う予定としておりますので、是非、参加されますようお願いいたします。

それと、この場をお借りして会員の皆様への報告とお願いですが、本号の記事にも掲載しておりますとおり、本会が土地家屋調査士法違反で測量士を告発しておりました事件について、昨年、罰金刑が確定しました。我々土地家屋調査士は研修を履修し、法律を遵守し、その資格に恥じぬよう、日々法定業務を行うわけですが、この事件のように土地家屋調査士として何ら知識も経験も持たず、懲戒処分も受けることの無い測量士が、我々の業務を何食わぬ顔で行うことは、紛うことなき法律違反であると同時に、国民の大切な財産である不動産の権利を不明確なものとし、紛争を起こす原因にもなりかねません。このような地積測量図等を発見した場合には直ちに(時効は3年と考えております。)本会事務局へお知らせいただきますようお願いいたします。

結びになりましたが、今年の干支である「卯(うさぎ)年」には、飛躍、向上というイメージがあり、目に見えて大きく成長する年であり、冬の門が開き飛び出るという意味もあるそうです。我々が長年積み重ねてきた地道な、しかし必要不可欠な業務が民法一部改正と相まって開花し、さらなる飛躍の年となりますことを祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

新年の御挨拶

山口県土地家屋調査士政治連盟 会長 **井上哲也**



新年明けましておめでとうございます。

平素より、山調政連の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、世界情勢の様々な変化は、我々の業務に関連する業界にも影響を及ぼしています。ハウスメーカー市場、不動産市場は縮小傾向にあり、今後の動向が懸念されます。

ある調査機関によると新設住宅着工戸数は、2021年度の87万戸から、2030年度には70万戸、2040年度には49万戸と減少していく見込みとのことです。

土地家屋調査士法第1条では、「国民生活の安定と向上に資する」ことが私たちの使命として明記されています。それは、業務を通じて社会に貢献していく姿が評価されたものであり、将来は国民から更に期待される職業となることを示唆しています。しかし、縮小する市場の中で、これまでの業務のみを行うことで果たして国民の期待に充分に応えることが出来るのでしょうか。

土地家屋調査士の議員連盟は、自由民主党、公明党、立憲民主党、そして国民民主党と無所属議員による議員連盟の4つの団体が設立されています。

全調政連は連合会と連携し、この議員連盟に加入されている議員の先生方に対し、勉強会や意見交換会などを通じて、土地家屋調査士の現場の声や将来のビジョンを届けています。

これまでの主な成果として、「完全オンライン登記申請の実現」や「登記所備付地図作成作業の促進と予算措置の確保」及び「土地基本法・民法の改正（隣地の使用）」などが挙げられます。他にも様々な施策を国に要望しています。我々の業務と政治は、強くリンクしているといえます。

では、山調政連には何が出来るのでしょうか？

土地家屋調査士の知名度は国民の15%とされています。山調政連では、まず、我々の身近におられる地元の顧問議員や県議会議員の先生方に、調査士の仕事とその重要性を理解して頂くことが大切であると考えます。

昨年度は、県の土木建築委員長に就任されている俵田祐児山調政連顧問との勉強会を実施いたしました。

勉強会において特に強くお伝えしたのは、地積測量図の作成者責任の件です。山口県が提出する地積測量図の作成者欄には、県の事務吏員の方が記名押印をされているものも散見されているという実態を述べた上で、地積測量図の作成者（個人）は、実際に調査・測量した者でなければならず、裁判上の責任も負わなければならないことを説明し、今一度、山口県に対し、地積測量図の作成者責任についての確認をして頂きたいことを強く要望して参りました。また、この要望は、自由民主党の政策聴聞会や公明党の政策懇談会においても、お伝えしております。

顧問県議との勉強会は、本年も各地区において開催する予定です。議員の先生方に、会員の皆さまの生の声を聴いていただくことは、とても大切な活動であると考えております。地元で勉強会が開催される際は、ぜひ足を運んでいただきたいと思います。

他にも様々な活動の中で、会員の皆さまの声を政治の場に届けていきたいと考えております。

末尾となりますが、今年は「卯年」。そして私は、年男（還暦）となりました。

兎は飛び跳ねる特徴があるため、景気が好転または回復すると言われております。新しい年が皆様にとって素晴らしい年となりますよう、心より祈念申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年も政治連盟の活動に対し、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新年の御挨拶

公益社団法人

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表理事 **八田 廣**



令和5年の新春を迎え、会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また平素より当協会業務につきまして、会員の皆様からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月より新たな消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」（登録事業者）となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されました。本制度の開始に伴い、社員調査士が協会より受け取る業務報酬において、社員調査士が消費税を納税する登録事業者である場合と、消費税を納税しない免税事業者とで、経理上の仕分けが異なってきます。特に免税事業者への報酬において、仕入税額控除ができないことから、協会が今後納めることになる消費税額への影響が心配されており、我々協会執行部としても、インボイス制度の対応準備はもとより、社員調査士への本制度のさらなる理解を求めていかなければならないと考えております。

他方、当協会受託している不動産登記法第14条第1項地図作成作業については、我々にとって基幹業務であることから、他協会に既に導入しているタブレットを使用する立会作業や、ドローンによる空中写真の活用など、今後の地図作成の現場での最新技術の導入も検討していかなくてはなりません、入札だけでなく作業環境も年々厳しさを増してい

る中、全公連や中公連、他協会との情報交換を行ない、作業効率を上げていき、作業方針の統一を含め、安定した業務体制を維持してゆくために、地図作成に特化した専門チームの立ち上げも模索しているところです。

また、昨年7月には、調査士会、並びに政治連盟との三者協議会を開き、その場で協議した政連顧問県議との勉強会が10月に実現いたしました。この場では、土地家屋調査士の制度を知っていただき、業界が抱える問題をご理解いただく大変良い機会となりましたので、他地区におきましても、このような勉強会が引き続き開催されることを願っております。そして三者のさらなる連携を図り、各所とも積極的に協議、研究を行い、土地家屋調査士業界の発展のために、寄与していきたいと存じます。

最後になりましたが、山口県土地家屋調査士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。本年も宜しくお願いいたします。

「地券発行（明治5年）150周年」記念特別講演会～現代社会が直面する相続問題～ （令和4年度第2回本部研修会）開催報告

広報部長 西村暢夫

日時 令和4年9月16日（金）
13：30～17：00

場所 山口市小郡令和1丁目1-1
KDDI維新ホール（メインホール）

内容 「地券発行（明治5年）150周年」記念
特別講演会
～現代社会が直面する相続問題～

講師 元法務省民事局長、前広島高等裁判
所長 小川秀樹 様

パネルディスカッション
コーディネーター
（一社）管理権不明不動産対策公共セン
ター
中山修身弁護士

パネリスト
山口地方法務局不動産登記部門 首席登
記官 新城安朝 様
公益財団法人 やまぐち農林振興公社
山口県農地中間管理機構 農地中間管理
事業部
部長 吉谷和隆 様
山口フィナンシャルグループ 相続セン
ター
主任調査役 林 和三 様
一般社団法人触法障害者・高齢者支援セ
ンター
代表理事 社会福祉士 富海 隆 様
京都土地家屋調査士会
名誉会長 土地家屋調査士
山田一博 様
弁護士・大阪大学大学院客員教授
元大阪地方裁判所所長 吉野孝義 様

参加者 会員53名、補助者2名、他会11名、
他土業15名、官公庁11名、一般16名

民事局長・前広島高等裁判所長官小川秀樹様を講師にお迎えし、現代社会が直面する相続問題について講演して頂き、中山修身弁護士をコーディネーターとして有識者による相続問題に関するパネルディスカッションを行いました。この研修会の日程は、急遽決まり、6月末から2か月半の間の短い期間で研修会の内容を詰めていきました。研修会を開催するにあたり業務部・広報部の合同部会が開かれ、乗川慎二副会長を実行委員長として実行委員会を立ち上げました。この時期は、コロナウイルスの感染者が増えている最中であり、開催して良いのかという問題もありましたが、コロナ対策を万全とし、研修会を行うことを決めました。広報部としては、講演会のチラシ（ポスター）を作成することと、研修会の案内先を決めていきました。ポスターの作製は、荒川理事の娘さんに頼んで作成して頂き、研修会までに実行員会、会場の下見、パネリストとの打ち合わせ等、いろいろ事前準備があり大変でした。

研修会は、コロナウイルス感染症予防として座席を2つあけて座るように配慮致しました。

研修会は、最初中山弁護士をコーディネーターとして6人の有識者でパネルディスカッションが行われました。各専門分野から相続に関する問題を説明して下さいました。少し予定より時間が予定よりかなり時間オーバーしましたが、中身の濃い話題になりました。パネルディスカッションのあと小川秀樹様の相続問題に関する講演会が行われ、時間のほうも気になりましたが、小川秀樹様が話の内容を上手く時間どおりに収めてくださり、良い講演会になりました。

最後になりますが、対応して頂きました講師の皆様、役員及び事務局の皆様へ感謝申し上げます。

今回の研修は、不動産登記の起源とも言える地券発行から150年を迎えることを記念しまして、瀬口潤二顧問の力添えで、元法務省

本部研修会報告

令和4年度第3回本部研修会報告

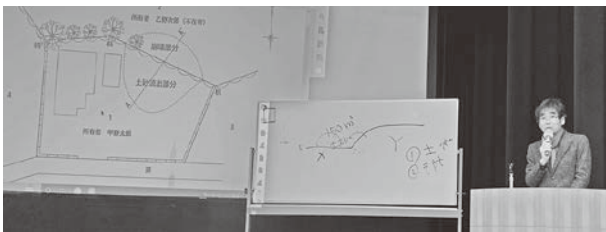
境界問題解決支援センターやまぐち 運営委員 浦井義明

本年最後の第3回本部研修会は、令和4年12月16日（金）、山口市のカリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）において、「相隣関係の事例について～改正民法施行に向けて～」と題して、調査士45名、弁護士9名、総計54名が参加して行われた。

研修内容は、調査士会員から提出の日常業務での事例を中心にして、調査士5名、弁護士1名、計6名を1班とする総計8班でグループ討議を行った。

討議後に、弁護士運営委員2名が、問題点の整理、対策を解説した。

事例1



中光弘治副センター長弁護士が、隣地の石垣が崩壊したときの修繕にかかわる相隣関係について、土砂の撤去、安全対策要求の法的根拠や対処を解説した。

調査士会員は、越境立木の伐採、相続人全員が相続放棄しているときの対処、所有者不

明土地管理制度と管理不全土地管理制度、判例の状況、民法改正について学習した。

事例2



中山修身弁護士運営委員が、事例を元に、圍繞地通行権、地役権、時効取得、改正民法、不在者財産管理人制度について解説した。

会員は、隣地使用权、隣接地所有者が不在者の場合の対処、設備設置権、設備使用权、その主体、発生要件、設置・使用の態様について、下水道法、所有者不明私道への対応も併せて学習した。

研修会終了後、隣接の「セントコア山口」で、恒例となった濃密度の延長研修会も開催した。

そこでは、弁護士の法的根拠を持った視点からの切り込みへの敬服、弁護士とのグループ討議にも慣れた独自の持論を展開する調査士会員も見うけられた。



令和4年度 中国・四国ブロック協議会合同研修会出席報告

広報担当副会長 乗川慎二

令和4年度中国・四国ブロック協議会合同研修会が令和4年11月18日(金)から19日(土)の2日間開催された。今回は中国ブロック主催の為、広島市の「ホテル広島ガーデンパレス」を研修会場として行われた。2年に1回開催する予定であったが、新型コロナウイルスの関係で延期が続き、平成30年以来の5年ぶりの開催となった。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑み、会場での参加者を各単位会上限7名とし、併せてライブ配信も行い、84名が出席および視聴された。

研修1日目は広島会の顧問弁護士である田中陽弁護士による「調査士業務に関連する法律問題(筆界確認書作成業務、及び業務問題)」についての研修であった。内容としては筆界確認情報や筆界概念について改正法や通達から説明され、「表示に関する登記における筆界確認情報の取り扱いに関する指針」の内容を検討した。又、土地家屋調査士の業務と弁護士法第72条の規制についても説明された。

あとで聞いた話だが、田中弁護士は最初に司法書士資格を取得され、その後、司法試験に合格し弁護士登録をされているとの事で、土地家屋調査士業務を理解しておられるので、研修の内容もより実務に近い事を説明さ

れるので、非常に分かりやすかったように思えた。

2日目は広島会常任理事である水津英巳会員による「ローコストGNSS機器による民間等電子基準点への登録方法等について」の研修であった。広島会会館に設置されたGNSS基準局が、本年3月に民間等電子基準点として国土地理院に登録されたとの事なので、登録までの経緯やローコストGNSS測量システムの導入選択肢、GNSS基準局の開設・民間等電子基準点登録への具体的な手順を紹介された。

民間等電子基準点を設置している会は、現時点では茨木会と広島会の2会と説明されておられたが、設置を検討する会が増えてくるように思えた。

どちらの研修も内容満載で、初めて聞く新鮮な内容や、改めて考えさせられた内容もあり、会場参加者も真剣に受講されており、この研修で学んだ事を各単位会で必ず活用していただけるものと祈念しているものである。

又、コロナ禍であるが感染対策を万全に行った懇親会も開催され、中国ブロック・四国ブロックの会員同士の懇親を深める事も出来た。



講師の田中陽弁護士



ローコストGNSSの画面

当会が告発した土地家屋調査士法違反について

一昨年、本会より土地家屋調査士法第68条第1項違反による測量士を告発した件につきまして、下記のとおり、令和5年1月16日に、山口地方法務局長に報告いたしました。

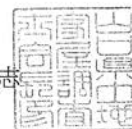
会員の皆様方には引き続き法違反の可能性のある地積測量図等を発見した際には（時効3年）情報提供を宜しくお願いいたします。

山口県土地家屋調査士会会長 杉山浩志

山調発第178号
令和5年1月16日

山口地方法務局
局長 石崎 司 様

山口県土地家屋調査士会
会長 杉山浩志



当会が告発した土地家屋調査士法違反の判決確定について

平素は当会の会務運営につきまして、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当会より令和3年10月6日付にて下関警察署に土地家屋調査士法第68条第1項違反としてA測量士（以下「被告人A」という。）を告発した件につきまして、添付1のとおり、令和4年4月18日付にて山口地方検察庁下関支部より被告人Aと同人が代表取締役を務めていたB測量有限会社（以下「被告人B社」という。）を起訴した旨の通知が当会に届き、令和4年4月19日に下関簡易裁判所にて計100万円の罰金刑（被告人Aに50万円、被告人B社に50万円）が言い渡されたと聞き及んでおります。また、添付2のとおり、令和4年5月7日にその刑は確定しております。

本件について、本来であれば登記申請が行われた際に、申請人ではなく土地家屋調査士以外の者が地積測量図を作成しているの、登記官により法違反の有無を調査し、登記申請の却下及び刑事訴訟法第239条第2項に基づき、被告人Aの告発の手続を取るべきものであったと思料しております。

今後、二度とこのような事件が起こらないよう、本件の事実を本局及び各支局出張所の登記官に周知していただきたくお願い申し上げます。

なお、当会といたしましては、本事実を会員に通知するとともに、引き続き非土地家屋調査士業務に関する情報提供を求め、土地家屋調査士法第68条第1項違反の罪に該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに同様の手続を行うことを申し添えさせていただきます。

(添付1)

山地下検第100056号


様式第97号 (刑訴法第260条
規程第60条)

処 分 通 知 書

令和4年4月18日

杉 山 浩 志 殿

山口地方検察庁下関支部

検察官 検事 窪 田 大 輔 

貴殿から令和3年10月6日付けで告発のあった次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知します。

記

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 被 疑 者 | ①B測量有限会社、 ②A測量士 |
| 2 罪 名 | ①②土地家屋調査士法違反 |
| 3 事 件 番 号 | 令和4年検第217、218号 |
| 4 処分年月日 | ①②令和4年4月18日 |
| 5 処 分 区 分 | ①②起訴 |

(添付2)

略 式 命 令

被告人 **B測量有限会社**

本店又は主たる事務所の所在地，代表者の住居及び氏名並びに事件名は，起訴状の記載を引用する。

被告人 **A測量士**

本籍（国籍），住居，職業，生年月日及び事件名は，起訴状の記載を引用する。
上記被告事件について，次のとおり略式命令をする。

主 文



罪となるべき事実

起訴状記載の公訴事実を引用する。

適用した法令

起訴状記載の罰条を引用するほか



令和4年4月 19 日

下 関 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 竹 内 満 彦

この命令送達の日から14日以内に正式裁判の請求をすることができる。被告人らは，いつでも弁護人を選任することができ，貧困その他の事由で弁護人を選任することができないときは，弁護人の選任を裁判所に請求することができる。

即日謄本を検察庁に送付して送達した。

裁判所書記官

両方

令和4年5月7日確定

令和4年検第217、218号

起 訴 状

令和4年 4 月 8日

下関簡易裁判所 殿

下 関 区 検 察 庁
検 察 官 事 務 取 扱 検 事


窪 田 大 輔 

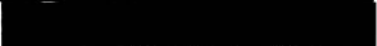
下記被告事件につき公訴を提起し、略式命令を請求する。


記


本店の所在地 

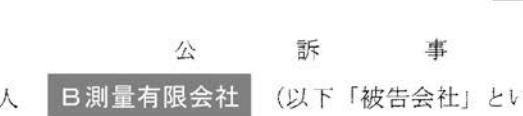
法人の名称 **B 測 量 有 限 式 会 社**


代表者の住所 


代表者の氏名 

本 籍 




住 所 

職 業 



A 測 量 士


公 訴 事 実

被告人 **B測量有限会社**（以下「被告会社」という。）は、
に本店を置き、土地の測量等を業とするもの、被告人 **A**
測量士 は、被告会社の代表取締役として被告会社の業務を統括管理していたもので
あるが、被告人 **A** は、被告会社の業務に関し、土地家屋調査士会に入会している
土地家屋調査士ではなく、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、別表記載
のとおり、ほか2社からの依頼を受けて、同社らを代理し、
令和元年10月10日から令和2年8月28日までの間、6回にわたり、同市竹崎
町4丁目6番1号山口地方法務局下関支局において、土地分筆登記等の不動産の表
示に関する登記の申請手続を行ったものである。

罪 名 及 び 罰 条

土地家屋調査士法違反 同法73条1項、68条1項、3条1項2号
被告会社につき、更に同法75条

山口法律関連士業ネットワーク

「第25回一斉共同相談会」開催報告

広報部長 西村暢夫

開催日時 令和4年11月27日（日）10時～16時
開催場所 KDDI 維新ホール（山口市産業交流拠点施設）
相談件数 37件（内調査士対応5件）

令和4年11月27日に山口法律関連士業ネットワークの第25回一斉共同相談会が開催されました。本年度は、社会保険労務士会が当番会に当たっており、去年に引き続きKDDI 維新ホールで行われました。調査士会から、杉山会長と私の2名が相談員として参加しました。今年の相談件数は去年より多く、調査士が対応した件数が5件ありました。

相談内容につきましては、日常業務に直結する内容が多く見受けられましたが、相談者のほうも調査業務について事前に調べられており、普段あまり行わない業務の内容など聞かれたりしました。今後相談員としてはスキルアップしていかなければならないと痛感しました。

最後になりましたが、今回当番会にあたり準備、運営して頂いた社会保険労務士会の皆様及び参加された相談員の皆様大変お疲れ様でした。

相談の詳細については次のページをご参照下さい。



1. 相談者数

事前予約	当日	計
29	8	37

2. 相談者の性別

男	女	計
16	21	37

※事前予約は35名であったが、前日2名キャンセル、当日4名来場しなかった。

※当日2名が改めて、別の相談ということで2回相談を受けた。

3. 相談員の数および相談対応回数

団体名	相談員数	対応回数
弁護士会	5	21
行政書士会	2	3
公認会計士協会	2	0
司法書士会	6	15
社会保険労務士会	8	2
税理士会	2	7
土地家屋調査士会	2	5
弁理士会	1	1
不動産鑑定士協会	1	1
計	29	55

※相談員数は延べ人数

4. アンケート回答者

相談者	回答者	回答率
37	35	94.6%

5. 相談者地域

下関市	宇部市	山口市	防府市	下松市	長門市	美祢市	岩国市	計
0	4	22	4	1	1	1	2	35

6. 相談会を知ったきっかけ(複数回答あり)

チラシ	6 (15.8%)
市町広報誌	2 (5.3%)
各士業窓口	5 (13.2%)
サンデー山口	8 (21.1%)
ほっぷ	3 (7.9%)
新聞・テレビ・ラジオ	2 (5.3%)
官公庁	0 (0.0%)
友人・知人	1 (2.6%)
インターネット	5 (13.2%)
その他	6 (15.8%)
計	38 (100%)

7. 他の機関で相談した回数

ない	22 (62.9%)
1回ある	5 (14.3%)
数回ある	8 (22.9%)
無回答	0 (0.0%)
計	35 (100%)

8. 説明は理解できたか

大変良く理解できた	19 (54.3%)
だいたい理解できた	13 (37.1%)
あまり理解できなかった	2 (5.7%)
全く理解できなかった	1 (2.9%)
無回答	0 (0.0%)
計	35 (100%)

9. 相談を受けての感想

非常に満足	14 (40.0%)
満足	12 (34.3%)
一応満足	7 (20.0%)
納得	1 (2.9%)
不満足	1 (2.9%)
無回答	0 (0.0%)
計	35 (100%)

事務所紹介



周南支部

富永 弘 事務所

周南市大字櫛ヶ浜153番地

とみなが ひろし
会員氏名 富永 弘

Q. 家族構成・(事務所のスタッフ)について教えてください。

私、妻、長男、長女、黒猫1匹(保護猫)です。長男、長女は就職して県外にいますので、夫婦と黒猫で暮らしています。

事務所スタッフは私、妻、補助者1人の3人です。

Q. 事務所の所在地について教えてください。

事務所は、周南市の櫛ヶ浜駅から徒歩5分の古い商店街の中の、明治、大正、昭和、平成、令和を過ごしてきた、古い商売屋付き住宅です。両親が亡くなってから事務所の奥の自宅に帰ってきました。

私が生まれた頃には事務所の回りに、郵便局、山口銀行、西京銀行、スーパーも2軒、酒屋、薬屋、床屋等色んなお店がありました。今はほとんど無くさみしいものです。

Q. 調査士になったきっかけは？

父が土地家屋調査士と司法書士をしていたことから、小さいときには、父は平板の道具をカブの後ろに積んで、私は母の自転車の後ろに乗って現場について行き、ポールを投げて遊んでいたことが思い出されます。あの頃は平板測量でしたね。

土地家屋調査士になったのは、自然な成り行きですかね。

Q. 趣味・特技・自慢・(最近ハマっていること)などについて教えてください。

15年ほど前に、中学時代の友人にゴルフに誘われてから、ハマってしまって、今は週末にゴルフの予定がないとさみしくていけないほどになってしまいました。山口会でも益田会長を中心にゴルフ同好会を作っていただいたので、楽しく参加させていただいています。ここ数年、土



日は仕事の予定を入れず、ゴルフの誘いがあれば喜んでゴルフに行っています。

Q. 調査士業務の中で一番印象に残っていることは？

会務の話なのですが、支部長として総会の議長をしたとき、会長選挙を行うこととなりました。なんせ初めてのことなので、やり方を総務部長と支部長会の中で色々とやりとりをしたことや、いざ本番のときには接戦でしたので、発表するとき何度も確認して緊張したことが、懐かしく思い出します。



Q. 座右の銘、好きな言葉、尊敬する人物等について教えてください。

「人己無気」(人を大きく、己を小さく、腹を立てるな、気を長く持て。)

高校生の時に席が後ろの女の子に教えて貰った言葉です。あれから50年近くたち、教えてくれた女性の名前も忘れましたが、今でも座右の銘といえば、この言葉が出てきます。

Q. 調査士として、これだけは譲れないポリシーやこだわりはありますか？

依頼者の為に業務を行うのですが、境界に関してはあくまで中立公平な立場で接していかないと常々考えて仕事をしています。

どんなにきちんと業務をしても文句を言う人は文句を言う。自分の身は自分で守れるように！

Q. 休日の過ごし方について教えてください。

土日の内、1日はゴルフによく行っています。もう1日はゴルフに行かせて貰うために、山の神（奥さん）を連れてよくドライブがてら温泉や道の駅めぐりに行っています。

Q. 将来のビジョンについて教えてください。

還暦も回り業務歴も長くなってくると、土地家屋調査士としての想いや、気力、体力も落ちてきますね。初心に戻って業務に向き合っていきたいです。

Q. 使用している光波、測量ソフト等を教えてください。

トータルステーションはトプコン。測量ソフトはマーキュリーエポリユートです。

防府支部

阿川哲雄 事務所

防府市大字田島1422番地の78



あがわてつお
会員氏名 阿川哲雄

Q. 家族構成・(事務所のスタッフ)について教えてください。

家族は母と姉(別居)がおります。補助者登録は非常勤の、補助者1名・母です。ペットの三毛猫(メス)を所長としています。

Q. 事務所の所在地について教えてください。

防府市大字田島1422番地の78 中関小学校の近くです。

Q. 調査士になったきっかけは?

父が始めた家業をたたむとき、大学の先輩の司法書士の先生から誘われたことが契機です。

Q. 趣味・特技・自慢・(最近ハマっていること)などについて教えてください。

フジテレビ「桃色学園都市宣言!」という学園ドラマでエキストラのレギュラーの座をつかみかけたことがあります。

テレビ東京の「クイズ今どきの日本」という番組で「ハッスル賞」を受賞しダイヤの指輪をもらい、司会の故:土居まさるさんに抱きついたことがあります。マスメディアへの夢は捨てきれません。・・・



「哲雄」の部屋

徹夜でチケット争奪戦に並んではじめて観たラグビーの試合が伝説の「雪の早明戦(youtubeで観れます)」で、観た後2週間くらい「あれは何だったのだろうか?」と呆然としてました。その後約35年経った今もラグビー観戦にハマっています。元日本代表監督で「ミスター・ラグビー」と呼ばれた故:平尾誠二さんが下松市で講演した際、最前列に座り最初に私が「平尾プロジェクト」について質問した際「私は、秩父の宮ラグビー場で対ルーマニア戦での平尾さんのトラ

イを生で観戦していた者です・・・」と自己紹介をすると、なんと！平尾さんは壇上で席から立ち上がり、私にお辞儀をしてくれました。「かっけー！」と思い、目ん玉がハートマークになった後、動揺しながらもやっと質問を終えました。



ラ・阿川マンJAPAN XV

Q. 調査士業務の中で一番印象に残っていることは？

各新人研修会で、「送り手の方々はなぜ、私達新人のためにここまでして下さるのだろうか!?(私にはできない)」と感激したことを覚えています。今は「その『まさか!?!』」の送り手側の業務部に所属していますが、先輩方からいただいた恩を後輩達に返すべく、特に目立つ場では、「私がやらねば誰がやる!?!」という意気込みで、緊張しながらも全力GAGに挑みました。

Q. 座右の銘、好きな言葉、尊敬する人物等について教えてください。

故：北島忠治（元明治大学ラグビー部監督）の「前へ！」

Q. 休日の過ごし方について教えてください。

寝ることが多いです。

Q. 将来のビジョンについて教えてください。

土地家屋調査士業務から、軸足を少しずつ他の業務へ移したいです。

Q. 好きな食べ物、嫌いな食べ物

ラーメン、お好み焼き、もんじゃ焼きです。

Q. これからの調査士に望むことはありますか？

いろいろ教え合いたいです。

Q. 広報部への要望などありますか？

1. 私は、広告代理店にいたころ、読売新聞（約650万部）・朝日新聞（約560万部）それぞれが当時発行されていた首都圏版などに広告の原稿を書いたことがあります。それらよりも部数が少ない媒体で必要以上に掲載基準を厳しくしないでいただきたいです。
2. もしも出前授業をされるならば、その市町村TOPクラスの進学校にも挑んでいただきたいです。

Q. 使用している光波、測量ソフト等を教えてください。又、その良いところは？

ニコン・トリンプルのS6、TOWISEです。メーカーの基本色が黄色で目立ちます。

Q. 現場作業や事務作業において効率が上がる特殊な道具類があれば教えてください。

パソコンのキーボードを上向きに傾斜させるとタッチミスが少なくなり、モニターを置く高さを調節すると目や肩に優しい気がします。

同様に、机も高さが調節できるものをおすすめします。椅子も前後にリクライニングできるものをおすすめします。

健康面では、首枕と水素ものを使っています。

Q. その他（題材はご自由に）

苦しんだ土地家屋調査士試験ですが、ぎりぎりの戦いで合格できた年は、神がかかるほどの幸運に恵まれました。その年の夏は冷夏で暑くなかったし、試験前日は宿泊ホテルの近くで、タレントの水沢アリーさんを観れて、甲子園ベスト8経験がある昔の母校のエースにも話しかけることができたし、寝たあと目覚めて、一夜漬けた内容が翌日の試験で出ましたし、机も広く使えました。

業務部の一人としては、T S、C A D、複雑な機材を短期間でマスターできる研修を受講できることを希望します。しかし、実現は難しいです。試験はアナログなのに実務はアナログ+超デジタルである、というところに土地家屋調査士業務の矛盾点を感じます。

皆様に助けていただいたおかげで、今のところ生きております。ありがとうございます。



山口青調会の活動

山口青調会勉強会の報告

防府支部 松田幹央

日 時 令和4年11月26日(土)
14:00~17:00
場 所 岩国市民文化会館
研修内容 地籍調査の沿革&Accessの活用
方法
講 師 岩国支部 浦井義明会員
参 加 者 13名

本研修は本来、令和4年8月6日(土)に開催予定でしたが、コロナ禍の影響により、延期となっていました。延期が決まった当時は、世間でも多くのイベントが次々と中止、延期となっている頃でした。それ以降も、集合形態をあきらめオンライン形式での研修が増えていく中で、今回無事11月26日(土)に集合形態で勉強会を開催できました。大きなトラブルも無く研修を終えることができ、また、久しぶりに仲間たちと顔を合わせ同じ教室にて同じ資料に目を通し、意見を出しながら行う勉強会は感慨深いものがありましたし、内容も大いに学びとなる有意義なものでした。

さて、今回の研修は、岩国支部の浦井義明先生を講師でお招きし、「地籍調査の沿革&Accessの活用方法」というテーマで行われました。日頃から業務に接する中で地籍調査についてある程度は知っていても、土地調査に関する計画・実施を円滑に進めるため必要な基礎資料の一環として、地籍調査の歴史についても一度学び直し、その沿革から正しく知ること、さらに理解の精度を高めることができることを知りました。また、当日頂

いたレジュメには地域ごとに異なる地籍調査の経緯が視覚的に理解できるような素晴らしい資料が含まれており、大変に参考になるものでした。画一的な法律の理解だけでは、地域ごとの地籍調査の実態を知ることはできないのだと浦井先生のお話を聞いて改めて思いました。そこで、各地域の調査士の先生方との繋がりを深め、情報交換することが必要だと思いつき、やはり今回のような勉強会は、そういう繋がりを作り維持する上でも役に立つことを確認できました。

他にも、PCソフトのAccessの活用方法など、浦井先生が長年の業務で築き上げてきた知識と、業務に役立つテクニックをご教授頂きました。とても貴重な機会となりました。Accessの解説や活用方法などを聞いて感じたのは、たとえ使うソフトがAccessでない場合であっても、情報の扱い方や、運用の仕方において、自分の現在の業務に取り入れることができる発見が数多くあるという事です。今後の業務に取り入れて生かしていこうと思えます。

研修後には懇親会も開くことができ、久しぶりに仲間と業務について話しながら、情報を交換しながら、それぞれの考えを時には熱く語り合うことができました。本当に有意義で楽しい時間でした。コロナが一日も早く収束し、今回開催したような形式で、かつてのように頻繁で密接な研修・懇親会が数多く開催できることを祈るばかりです。



親睦クラブの活動

第35回日調連親睦ゴルフ京都大会のご報告

ゴルフ同好会会員 山根克彦

行ってきましたよ。京都へ。

ゴルフは面白いよ～、一緒にやろうよ！色々な方から誘われていたものの約2年間はゴルフをやろうとなかなか思えずにいました。ですが、コロナで行動が制限されどこにも行けずモヤモヤしていたところに、そうだ！ゴルフを始めてみようと思いたって始めたのが約1年半前です。

今も下手っぴな若輩者の私め如きが、女子プロゴルフの大会が開催される程の名門コースでプレー出来るなんて。最初は躊躇していたものの、参加出来て良かったです。

令和4年10月7日からホテルグランヴィア京都にて前夜祭があり、翌日に「城陽カントリー倶楽部」にてゴルフ大会が開催されました。山口会からは6名参加しました。参加された方には日調連の岡田会長を始め日調連の副会長、各会の会長もいらっしゃり総勢200名程度のゴルフ好きの会員が集結していました。約3年ぶりに開催されるという事もあり、皆さん楽しみにされていた様です。

「城陽カントリー倶楽部」は女子プロゴルフの大会が開催される程の名門コースでエチケット・マナーがあるクラブハウスです。私が日頃プレーするコースは来場をする時からゴルフウェアを着ても大丈夫な所しか回った事はありません。エチケット・マナーが出来ていなかったら「城陽カントリー倶楽部」にさえ入れないという情報があり、プレーする前からドキドキです。

エチケット・マナーの一つに、来場の際は必ずスーツ・ブレザー類を着用しなければならないとあり、新たに購入した程です。要するゴルフは紳士のスポーツであり、それに

見合った服装とプレーをしましょうという事なのでしょうね。貴重な体験をさせてもらいました。

貴重な体験といえば、キャディーさんも一緒に廻ってくれた事です。ちょっと割高ですが、なかなか体験できないことです。コースも整備が行き届いており、とても楽しくプレーできて感動しました。

プレー後は山口会の皆で京都の街を堪能し、会食後の締めラーメン屋さんに入るのに1時間半も並んで待つという日頃では考えられない楽しい体験もした充実した3日間となりました。

ゴルフ以外のスポーツももちろん楽しいです。ですがゴルフは歳を重ねても楽しめるスポーツと言われています。止まっているボールをただ単に打つだけなのに、自分の思うようにならない。と思ったら自分の思い通りの打球が飛んだり、思った以上のプレーが出たりするのです。奥が深い。だから楽しいのだと思います。

ゴルフ同好会は土地家屋調査士を外部にアピールする機会は少ないかもしれませんが、けれど、会員相互の懇親には役に立っていると思います。お陰様で私もゴルフを始めてから多くの方々と繋がり広がっています。

まだ始めていない方も一緒にプレーしませんか。

最後になりましたが、コロナ禍の中、大会の準備から運営をして頂いた京都会を始め関西ブロックの皆様方には感謝しかありません。お陰で、輪も広がり楽しいひとときを過ごさせて頂きました。ありがとうございました。



「土地家屋調査士ガイダンス」の開催について

当会では、土地家屋調査士資格の周知や、受験者拡大を目指し「土地家屋調査士ガイダンス」を開催することといたしました。

ガイダンスはどなたでもお申込みいただけます。資格取得後の実際の業務や、試験についての体験談等、広報部役員が広く説明する有意義な内容となっております。

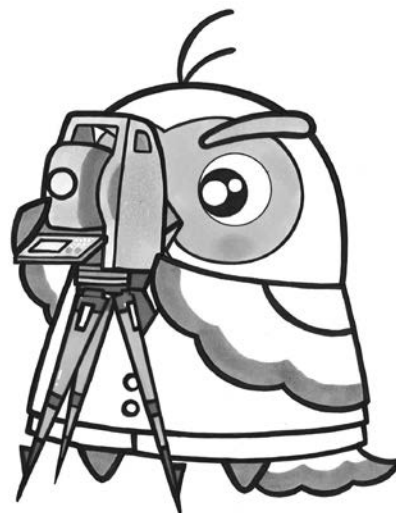
つきましては、ご家族や補助者の方など、土地家屋調査士資格取得にご興味のある方がおられましたら、ぜひご案内いただきますようお願い申し上げます。

詳しくは、次ページをご覧ください。

日時 2023年3月19日（日）13：00～15：00
（12：30受付開始）※参加費無料

場所 山口県土地家屋調査士会館
山口市惣太夫町2番2号 JR山口駅構内

**目指せ！
土地家屋調査士！！**



土地家屋調査士 ガイダンス 開催決定

土地家屋調査士を目指すあなたをサポートします

「土地家屋調査士ってどんな資格?」「土地家屋調査士ってどんな人になるの?」
「試験に合格したあと、どうやって仕事をしていくの?」そんな疑問に、直接、
土地家屋調査士がお答えします!

すでに試験勉強中の方はもちろん、会社員、学生、主婦の方で国家資格に興味がある方・・・どなたでもお気軽にお申し込み下さい。

主催 山口県土地家屋調査士会

日時 2023年3月19日(日) 13:00~15:00

(12:30 受付開始) ※参加費無料

場所 山口県土地家屋調査士会館

山口市惣太夫町2番2号 JR山口駅構内

内容 土地家屋調査士業務について

土地家屋調査士試験についての経験談・開業後のサポート

個別面談(希望者)

参加希望者は当会ホームページ、電話、または下記FAXによりお申し込み下さい。

申込先 山口県土地家屋調査士会 TEL: 083-922-5975 FAX: 083-925-8552

締切 令和5年3月6日(月) 必着



当会 HP

土地家屋調査士ガイダンス申込書

フリガナ		お電話番号
お名前		- -
ご住所	〒	

新型コロナウイルス感染症の感染状況により急遽開催を中止することがございます。

ご来場の際には必ず事前に開催の有無を当会ホームページにてご確認ください。

事務局だより

会員異動状況

1. 会員入会状況

	ふりがな 氏名 (生年月日)	入会 年月日	事務所	TEL	FAX
	つばき あつお 椿 敦夫 (S27.1.22)	R4.9.12	〒755-0031 宇部市常盤町一丁目3番24号	(0836) 34-3556	(0836) 34-6733

◆新入会員よりひとこと

この度、山口県土地家屋調査士会に入会させて頂きました椿敦夫と申します。調査士業務は未熟者であり、日々精進していきたいと思っております。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

2. 会員退会状況

支部	地区	氏名	退会年月日	備考
萩	萩	廣石 勝	R4.9.5	退会
下関	下関	田代 雄三	R4.9.26	退会
岩国	岩国	比良 正和	R4.9.30	死亡
宇部	宇部	豊野 佳秀	R4.9.30	廃業
下関	下関	宮崎 幸三	R4.9.30	廃業
宇部	宇部	三坂 規幸	R4.12.27	廃業
宇部	宇部	松村 幸雄	R4.12.28	退会

訃 報



岩国支部 比良 正和 会員
昭和14年3月15日生(享年83才)
昭和49年5月24日入会
令和4年9月30日逝去

謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈り致します。

3. 会員数

令和5年1月1日現在会員数

会員数 202 法人数 3

4. 事務所変更

支部	氏名	変更 年月日	変更後		
			事務所	TEL	FAX
山口	三崎 友紀	R4.9.22	〒753-0814 山口市吉敷下東一丁目3番1-201号	—	—
下関	清水 靖士	R4.4.27	〒750-0013 下関市入江町2番7-502号	(090) 4148-3930	(083) 222-5070

5. 土地家屋調査士法人登録事項変更

法人の名称	変更年月日	変更事項	変更内容
三崎土地家屋調査士法人	R4.9.22	所在地の変更	〒753-0814 山口市吉敷下東一丁目3番1-201号
上原・瀬口土地家屋調査士法人	R4.12.28	社員の脱退	松村 幸雄

会務報告

開催日	会 務	場 所
9月1日(木)	杭の日無料相談会	県下3会場 (周南・山口・下関)
9月2日(金)	第3回業務部会	調査士会館
	山口法律関連士業ネットワーク講演会、定期大会	山 口 市 (電子会議)
9月3日(土)	杭の日無料相談会	防府会場
9月6日(火)	第2回理事会	山 口 市 (電子会議)
9月7日(水)	総務対応協議	調査士会館
	不動産表示登記事務取扱要領改正案に関する協議会	山口地方法務局
9月9日(金)	「地券発行(明治5年)150周年」記念特別講演会パネリスト打合せ会	調査士会館 (電子会議)
9月12日(月)	山口法律関連士業ネットワーク理事会	山 口 市
9月14日(水)	「地券発行(明治5年)150周年」記念特別講演会事前準備	調査士会館
9月16日(金)	「地券発行(明治5年)150周年」記念特別講演会(第2回本部研修会)	山 口 市
9月21日(水)	登録証交付式	調査士会館
	東京土地家屋調査士会業務部との打合せ	調査士会館
9月26日(月)	第4回業務部会	調査士会館
10月4日(火)	第2回境界問題解決支援センター運営委員会	調査士会館 (電子会議)
10月5日(水)	第2回総務部会	調査士会館 (電子会議)
10月6日(木)	非調査士告発に関する対応	下 関 市
10月12日(水)	第1回全国会長会議(電子会議)	調査士会館
	境界問題相談所開設	山口地方法務局 下関支局
10月14日(金)	紛議調停委員会	調査士会館
10月20日(木)	全国不動産会議山口県大会	山 口 市
10月21日(金)	土地家屋調査士年次研修(第1期第2回)	山 口 市
10月22日(土)	土地家屋調査士年次研修(第1期第2回)	(ウェブ研修)
10月24日(月)	上半期監査会計書類確認作業	調査士会館
	第2回広報部会	調査士会館
10月27日(木)	上半期監査	調査士会館
	第2回財務部会	調査士会館
10月28日(金)	山口県議会議員依田祐児先生との勉強会	山 口 市
11月2日(水)	中国地区土地政策推進連携協議会講習会講師派遣	山 口 市
11月6日(日)	高山吉正氏の黄綬褒章受章を祝う会	岡 山 市
11月8日(火)	会則109条に基づく調査	調査士会館
11月9日(水)	日調連財産管理人養成講座①	(ウェブ研修)
11月11日(金)	法務局登記部門と調査士会業務部との協議会	調査士会館
11月12日(土)	自主支部長会	周 南 市
11月15日(火)	第1回IT準備委員会	調査士会館
11月16日(水)	日調連財産管理人養成講座②	(ウェブ研修)
11月18日(金)	紛議調停委員会	調査士会館
11月18・19日(金・土)	中国・四国ブロック協議会合同研修会	広 島 市 (ウェブ研修)
11月22日(火)	調査士法施行規則第39条の2の規定による調査	山口地方法務局 柳井出張所
	調査士法施行規則第40条第2項に基づく調査委嘱に関する協議	調査士会館
11月26日(土)	中国ブロック協議会事務局研修	米 子 市
11月27日(日)	山口法律関連士業ネットワーク一斉相談会	山 口 市
11月28日(月)	調査士法施行規則第39条の2の規定による調査	山口地方法務局 萩 支 局

開催日	会 務	場 所
11月29日(火)	法テラス山口地方協議会	山 口 市
11月30日(水)	日調連財産管理人養成講座③	(ウェブ研修)
12月2日(金)	中国ブロック協議会役員会議	松 江 市
12月6日(火)	第3回総務部会	調 査 士 会 館
12月7日(水)	土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査	山口地方法務局 岩 国 支 局
12月8日(木)	RTKネットワーク型に関する法務局との協議	調 査 士 会 館
12月13日(火)	第1回財産管理人支援センター運営委員会	調 査 士 会 館
	会報編集会議	調 査 士 会 館
12月14日(水)	境界問題相談所開設	山口地方法務局
12月16日(金)	第3回本部研修会(弁護士会との合同研修会)	山 口 市
	土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査報告	山口地方法務局
12月23日(金)	インボイス制度についての税理士相談	調 査 士 会 館
	非調査士告発に関する対応	山 口 市
	第3回常任理事会	調 査 士 会 館

購入代金を一部助成します

土地家屋調査士オリジナルウェア販売中

土地家屋調査士オリジナルウェアの購入に際し、今年度も、カタログ定価の2割を会で助成しております。「土地家屋調査士」とスタイリッシュなロゴが入ったポロシャツや作業着は、立会の際など土地家屋調査士であることが分かりやすいと、好評です。

カタログ、注文書はホームページの会員のページにアップされています。事務局にもございますので、お気軽にお問い合わせください。



例えばこちらの半袖ポロシャツ(Mサイズ黒)の場合、税込み3,300円の商品が、会からの600円の助成により2,700円で購入できます！




この季節に大活躍する防寒コート。Mサイズの場合、税込み9,680円の商品が会からの1,760円の助成により7,920円で購入できます。

(※価格は令和4年12月現在のものです)

～ パンフレットをご活用下さい ～


令和3年民法・不動産登記法 改正
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律 制定

所有者不明土地の 解消に向けて、 不動産に関するルールが 大きく変わります。



令和5年4月から
段階的に施行されます！

不動産登記関連
イメージキャラクター
「トウキツネ」



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

2022.9版


所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するといわれています


令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

山口地方法務局より、「所有者不明の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。」というパンフレットを、広く市民の皆様にご提供いただきました。

定期便等で会員の皆様のもとにお配りしております。依頼者へ説明される際など、ぜひご活用ください。

また「令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます！」とのパンフレットも同様に山口地方法務局よりご提供いただきました。こちらも、隣接業務として相続登記を説明される際など、必要に応じてご活用ください。
(※これらのパンフレットは法務省ホームページにも掲載されています)



補助者のみなさま、会員のご家族のみなさま

東京法経学院の土地家屋調査士講座が お安く受講できます！

山口県土地家屋調査士会は、日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会を通じ、東京法経学院と協定を結んでおります。この協定は会が推薦する方は、割引が適用された受講料で東京法経学院の講座が受講できるというものです。

割引後の受講料は事務局までお問い合わせ下さい。



補助者のみなさまや会員のご家族の皆様に、ぜひこの制度を利用して土地家屋調査士を目指していただきたいと思います。

受講を希望される方は、会より推薦書を発行しますので、会員を通じて事務局までお申し出下さい。

なお、当会会員の方で、他士業の資格の講座をうけるときの割引が適用される可能性がありますので、事務局までお申し出下さい。

広報部より

編集後記

会報誌『やまぐち』の会員の作るページにて多年にわたりスケッチとコラムを投稿して頂いた廣石勝先生が、令和4年9月5日に土地家屋調査士会を退会されました。廣石先生の過去の投稿を見返したところ、私が土地家屋調査士になる遥か前の2000年（平成12年）7月号が最初の投稿でした。その時のスケッチは廣石先生が英国のロンドンを旅した時に描いたビック・ベン（英国国会議事堂に附属する時計台）でした。それから2022年（令和4年）9月号まで約22年間にわたり廣石先生のページは皆様の心の休息ページだったこととと思われます。制度制定70周年記念の際には杉山会長より感謝状が贈呈されました。私個人的にはこの1年同じ広報部員として活動させて頂き大変お世話になりました。この場をお借りして廣石勝先生に感謝申し上げます。先生、どうかいつまでもお元気でいてください。

（広報担当理事 荒川 猛）

発行 山口県土地家屋調査士会
〒753-0042 山口市惣太夫町2番2号
電話 (083) 922-5975
FAX (083) 925-8552
ホームページ <http://www.chousashi.net/>
Eメール yamatyo@chousashi.net
発行者 山口県土地家屋調査士会
会 長 杉山 浩志
広報担当副会長 乗川 慎二
広報部長 西村 暢夫
理 事 荒川 猛
印刷所 大村印刷(株)



山口県土地家屋調査士会

〒753-0042 山口県山口市惣太夫町2番2号
TEL083-922-5975 FAX083-925-8552
ホームページ<http://www.chousashi.net/>
Eメールyamatyo@chousashi.net